

植林の基準（長野市森林整備計画書より抜粋）

1. 樹種別の植林をする本数の基準は以下のとおりです。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）
スギ	中庸仕立て	3,000本
ヒノキ	中庸仕立て	3,000本
アカマツ	中庸仕立て	3,000本
カラマツ	中庸仕立て	2,300本
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000本
広葉樹	中庸仕立て	3,000本

2. 伐採跡地の植林をすべき期間は以下のとおりです。

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。

3. 種子の落下や切株から生える芽によって自然の力で更新させる基準は以下のとおりです。

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000本/ha以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、千曲川下流地域森林計画書の表3-10を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。